

児童生徒等にわいせつ行為を行った教員への厳正な対応について

令和2年9月
文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

- 文部科学省では、児童生徒等にわいせつ行為を行った教員への厳正な対応について、教員免許状の管理の厳格化等の法改正を検討中。
- 一方で、こうした教員への対応については、法改正以外でも実効性のある方策を講じる必要がある。

対応策

- 文部科学省が教員採用権者に提供している「官報情報検索ツール」※の検索可能な情報の期間を、現在の直近3年間から大幅に延長し、直近40年間とする。

※文部科学省が平成30年度から教員採用権者（都道府県・指定都市教育委員会、国立・私立学校の設置者等）に提供している、官報に公告された教員免許状の失効の事由、失効年月日等の失効情報を検索できるツール

- ・ 現在は、懲戒免職による教員免許状の失効後、再度免許状を取得できるようになるまでの期間（欠格期間）である3年間分の情報に限って検索可能としている。
- ・ 刑法の規定により、懲役・禁錮の有期刑が加重された場合の刑期の上限が30年であり、執行後10年で刑が消滅するとされていることから、40年（30年+刑の消滅期間10年）間、検索を可能とする。

- これにより、採用権者は採用に当たり、対象者が過去40年間に懲戒免職処分等を受けたことの有無を同ツールで確認できるようになる。

（参考1）平成30年度に行われた懲戒免職231人中、わいせつ行為等を事由とするものは163人（71%）（平成30年度「公立学校教職員の人事行政状況調査」）。

（参考2）過去40年間の失効免許件数は約1万件（同一人が複数枚の免許状を保持している場合も多い。）。

- 教員採用試験では、採用願書に賞罰欄を設けるなど、受験者に経歴を偽りなく告知するよう求めることが一般的に行われており、さらに、官報情報検索ツールの活用により、過去の懲戒免職処分歴等を秘匿して採用されることを防ぐことにつながると考えられる。
- また、児童生徒等に対しわいせつ行為を行った教員を、原則として懲戒免職とすることについては、これまで個別に指導してきた結果、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準においてその旨の規定が整備される見込みとなった。今後も引き続き、原則懲戒免職とする運用の徹底や、告発を遺漏なく行うことを、各教育委員会に求める。

今後のスケジュール（予定）

【令和2年11月～】

過去5年分（平成27年以降）の官報掲載情報について検索可能とする。

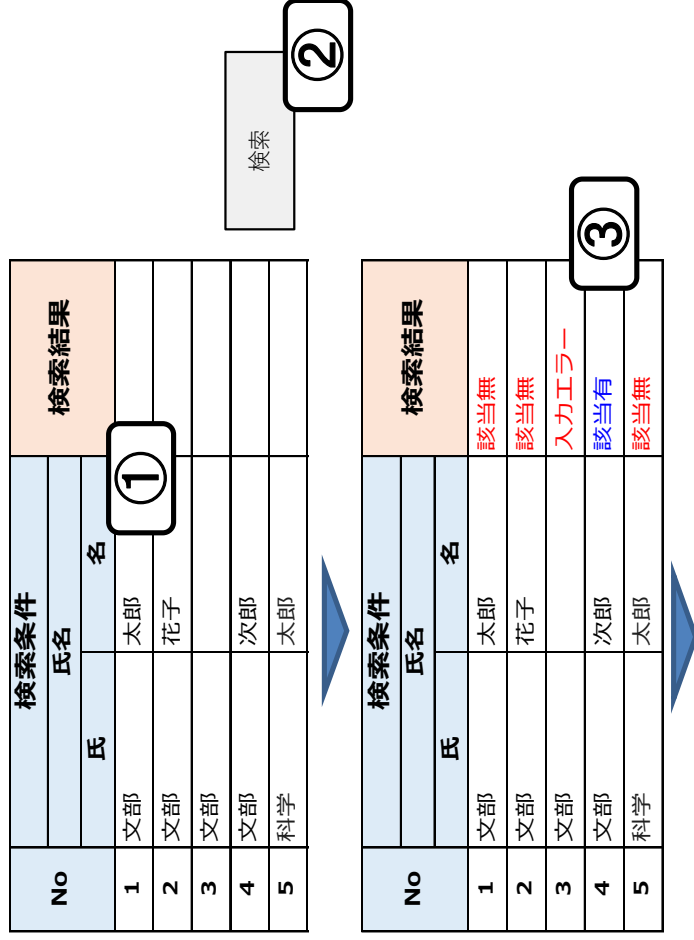
【令和3年2月中】

過去40年分の官報掲載情報について検索可能とする。

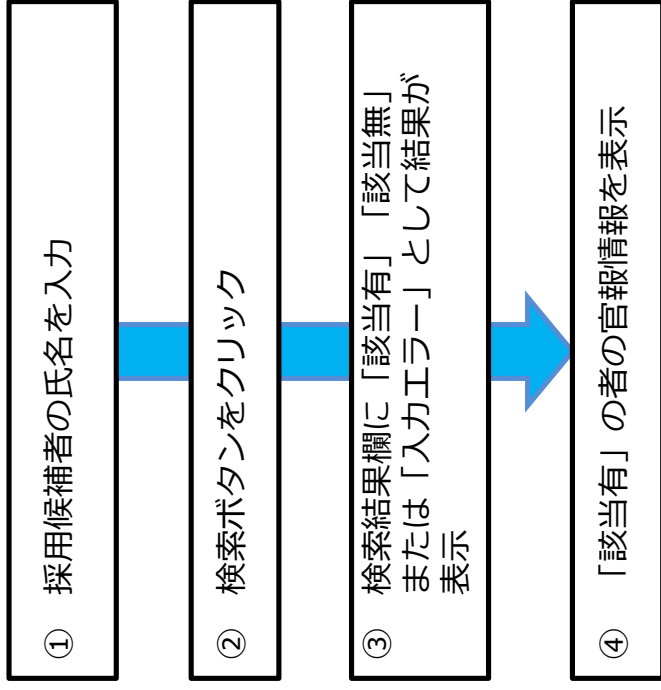
官報情報検索ツールの仕組み（イメージ）

官報に公告されている教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索できるツールを、文部科学省から教員採用権者である都道府県及び指定都市（政令市）の教育委員会、国立・私立学校等に配付。

○官報情報（失効・取上げ情報）に該当する者か否かを確認



利用の流れ



○検索した結果、「該当有」の者の官報情報を表示

氏名		免許状の種類	教科	官報番号	公告日	公告主	失効/取上げ等	本籍地	生年月日	免許状の番号	失効年月日	失効の事由
氏名	文部 次郎	中学校教諭一種免許状	英語	第XX号	平成〇年〇月〇日	〇〇県教育委員会	失効	〇〇県	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平XX中一 種第XX号	平成〇年〇月〇日	教育職員免許法第10条第1項第2号該当